



全社協・地域福祉部 News File No.61

令和3年2月9日号
 社会福祉法人 全国社会福祉協議会
 地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター
<https://www.zcwvc.net/>

今号のトピック

未来の豊かな“つながり”アクション

- コロナ禍での地域サロンについて運営担当者が集まり情報交換を実施 (石川県・金沢市社会福祉協議会)
- 未来の豊かな“つながり”のための全国アクション オンラインサロン part4

全社協からのお知らせ

- 全社協地域福祉部
 「2019・2020年度市区町村社会福祉協議会職員状況等調査」(締切延期:令和3年2月15日)
 「令和2年度市区町村社協における会計業務の全国一斉点検」(締切:令和3年2月15日)
 「社協・生活支援活動強化方針」チェックリストに基づく自己評価」(締切:令和3年2月15日)
- 全社協「令和2年度生活支援相談活動管理職・担当者全国連絡会議」(令和3年3月17日)
- 全社協全国退所児童等支援事業連絡会「令和2年度退所児童等支援事業全国セミナー」(締切:令和3年2月16日)
- 全社協中央福祉学院「令和3年度社会福祉士通信課程短期養成コース～オンライン開催に変更～」
- 全社協出版部「月刊福祉(2021年2月増刊号)特集:With コロナ時代の社会福祉」

新型コロナウイルス関連

- 厚生労働省「緊急事態宣言の延長を踏まえた生活困窮者への追加支援パッケージについて」(令和3年2月2日)
- 厚生労働省「住居確保給付金の再支給に係る手続きについて」(令和3年2月1日)
- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(その5)」(令和3年1月29日)

制度・施策等の動向

- 厚生労働省「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」(令和3年2月4日)
- 厚生労働省「会社法改正及び会社法整備法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」(令和3年2月3日)
- 厚生労働省「第315回労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会」(令和3年1月29日)

情報提供・ご案内

- 日本地域福祉学会「2020年度公開研究フォーラム 地域の多様性に応じた包括的支援システムの構築に向けて」(令和3年3月13日)
- 関西社協コミュニティワーカー協会 社協現場の声をつむぐ1000人プロジェクト「特別貸付に関する緊急アンケート中間報告」(令和3年2月4日)

<配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部、市区町村社会福祉協議会

<配信元>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター

TEL: 03-3581-4655/4656 E-mail c-info@shakyo.or.jp

全国の社会福祉を支えるエッセンシャルワーカーの皆さまへ

新型コロナウイルス禍や相次ぐ災害のなか、とくに新型コロナウイルスの感染予防対策とともに、日夜、福祉の支援を必要とする方がたへの支援を継続している全国の社会福祉に従事する皆さまに心からの感謝を込めて応援メッセージをお届けします。

全国社会福祉協議会 会長 / 内閣府特命担当大臣 / 厚生労働大臣 / 全国社会福祉法人経営者協議会 会長

地域福祉部研修動画サイト

福祉機器Web
Home Care & Rehabilitation
Equipment 2020

K-ねっと
※全国相談支援体制強化事業「権利擁護支援体制全国ネット」

(↑画像をクリックするとサイトにジャンプします)

未来の豊かな“つながり”アクション

- ◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介します。
- ◎ また、随時、ホームページに掲載する事例も募集しております。z-chiiki@shakyo.or.jp までご応募ください。

コロナ禍での地域サロンについて運営担当者が集まり情報交換を実施 (石川県・金沢市社会福祉協議会)

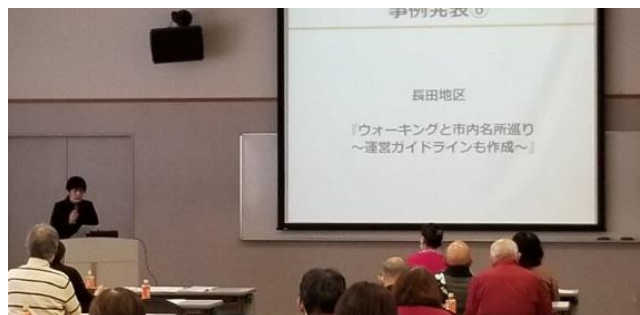
金沢市および**金沢市社会福祉協議会**では、市内各地区社会福祉協議会が主体となり取り組んでいる地域サロン（62 地区 282 箇所）活動の充実・発展を目指し、運営支援を行っています。毎年、情報交換の場を設けており、地域サロンの運営担当者が集まり、地域サロンで使える介護予防プログラムの紹介や活動の事例紹介などを実施し、情報共有を行っています。

令和2年4月に緊急事態宣言を受け自粛していた地域サロンも緊急事態宣言解除後、感染予防を徹底したうえで各地区さまざまな工夫を凝らしながら開催しています。

そうした中、コロナ禍での運営について悩みや不安の声を伺うことも多く、今年度の情報交換会では、実践発表を通し、コロナ禍でできる効果的な取り組みや活動上の工夫を知り、サロン活動の充実・発展を目的に情報交換会を開催しました。

実践発表では、6地区に『運営の工夫』、『屋外でサロンの実施』、『手紙や配布物でサロン参加者と交流』などコロナ禍で工夫しながら取り組んでいる事例を発表いただきました。発表後は情報交換の時間を設け、運営担当者同士で「地域サロンのプログラムはどうしているのか」、「冬場の開催をどう考えているか」など気になっている事を質問し合い、意見交換を行いました。

参加された方からは、「各地区のさまざまな工夫を知る事ができて参考になった」、「悩みは共通している、いろいろな意見が聞けて良かった」と感想をいただきました。



未来の豊かなつながりアクション <https://tunagari-action.jp/case/> 新型コロナウイルス下での“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動事例

未来の豊かな“つながり”のための全国アクション オンラインサロン part4

新型コロナウイルス感染拡大で、人と人とが互いに接触する機会を減らすことを求められ、これまで地域において、住民・市民が人に寄り添い、つながりづくりを進めてきたボランティア活動や市民活動にとって力を発揮しにくい状況になっています。

こうした状況の中、地域福祉活動の再開に向けガイドラインの作成や ICT を活用し、住民へのアプローチを絶やさない工夫をしているところや、助けあいの仕組みについて話し合い、継続して展開している動きもあります。

ついては、「全国アクション」のホームページに掲載した事例の中で、コロナ禍においてつながりを絶やさないための取り組みを実施する団体から、実践の工夫をうかがい、参加者と意見共有ができるオンラインサロンを開催します。

4 回目となる今回のテーマは「コロナ禍における地域福祉活動再開に向けたチャレンジ」です。ぜひご参加ください。

未来の豊かな“つながり”のための全国アクション オンラインサロン part4

【日 時】 令和 3 年 2 月 22 日（月） 15:00～17:00

【実施方法】 zoom ミーティング

【主な内容】

① 事例報告①「できないことをできることに！地域活動再開にむけての工夫」

宝塚市社会福祉協議会（兵庫県）

※ 地域福祉活動再開に向けたガイドラインの作成、オンラインでの見守り活動交流会等におけるコロナ禍の地域住民へのアプローチ、つながる工夫、効果、苦労したこと等

② 事例報告②「コロナ禍の有償たすけあいシステム「おたがいさま」の展開」

地域つながりセンター（島根県）

※ コロナ禍のたすけあいシステムの展開において、話し合い工夫されたこと（アンケート調査や感染対策等）、実施した効果、課題、苦労したこと等

③ 参加者同士の情報交換

※ ブレイクアウトセッションを活用し、現在の問題意識や取り組み、質問したいことを共有。

④ 全体共有

※ 各グループの事例についての質問をチャットで共有し、事例提供者やコメンテーターからアドバイス。

【対 象】 **社協職員**、社会福祉法人・福祉施設、生活協同組合、ボランティア団体・個人、民生委員・児童委員、行政、NPO など

【定 員】 200 名（先着順）

【参 加 費】 無料

【申込方法】 下記の申込フォームよりお申込みください。

【申込フォーム】 <https://forms.gle/c8KSzird1zz7Syd99>

【申込期限】 令和 3 年 2 月 15 日（月） ※定員になり次第、申込を締め切ります。

地域福祉・ボランティア情報ネットワーク 未来の豊かな“つながり”のための全国アクション」オンラインサロン part4
<https://www.zcwvc.net/>

全社協からのお知らせ

全社協地域福祉部

「2019・2020年度市区町村社会福祉協議会職員状況等調査」（締切延期：令和3年2月1日）

「令和2年度市区町村社協における会計業務の全国一斉点検」（締切：令和3年2月15日）

「社協・生活支援活動強化方針」チェックリストに基づく自己評価」（締切：令和3年2月15日）

全社協地域福祉部では、市区町村社協の皆様にご協力いただき、「2019・2020年度市区町村社会福祉協議会職員状況等調査」、「令和2年度市区町村社協における会計業務の全国一斉点検」、「社協・生活支援活動強化方針」チェックリストに基づく自己評価」を実施しています。

「2019・2020年度市区町村社会福祉協議会職員状況等調査」につきましては、コロナ禍の状況に鑑み、当初の予定から締切日を令和3年2月15日（月）まで延長しています。

緊急小口資金等の特例貸付等への対応等、ご多用の中誠に恐縮ですが、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

(1) 2019・2020年度市区町村社会福祉協議会職員状況等調査

【趣 旨】

社会福祉協議会の基本情報として毎年把握しており、厚生労働省への情報提供等にも活用している重要なデータとして、全ての市区町村社協よりご回答いただいております。

【締 切】

令和3年2月15日（月）

(2) 令和2年度市区町村社協における会計業務の全国一斉点検

【趣 旨】

不祥事の発生・再発防止の徹底を図るために、平成30年度に「改訂：市区町村社協事務局長の出納業務に関する10のチェックポイント」を用いた「会計業務等における全国一斉点検」の結果等を踏まえ、項目を重点化して全国一斉点検を実施します。

【締 切】

令和3年2月15日（月）

(3) 「社協・生活支援活動強化方針」チェックリストに基づく自己評価

【趣 旨】

「社協・生活支援活動強化方針」チェックリストに基づく自己評価を通じて、各市区町村社協において、目指す地域の姿や事業・活動の展開、組織・事業基盤の強化の具体的な方策を組織的に協議する一つの契機とするために実施します。

【締 切】

令和3年2月15日（月）

〔調査実施 URL〕 <https://sk-portal.jp/>

※ ユーザIDとパスワードが不明な場合は、z-chiiki@shakyo.or.jp までお問い合わせください。

全社協「令和2年度生活支援相談活動管理職・担当者全国連絡会議」（令和3年3月17日）

近年、多発する自然災害を受け、被災地に限らず生活支援相談活動への関心が高まっており、東日本大震災や熊本地震、平成30年7月豪雨災害、令和元年台風19号災害等における生活支援相談活動の実践・経験があらためて注目されています。

東日本大震災や熊本地震の被災地においては、災害公営住宅等への入居後の生活支援がすすめられるなかで、生活困窮や孤立、またコミュニティの脆弱化や震災支援の風化など、被災者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。各地で展開されている活動は、支援が長期化するなかで、震災後の被災者へのフェーズに応じた生活支援が求められています。

そこで、本連絡会議は、東日本大震災10年を振り返り、これまでの生活支援相談活動の経験と課題を共有した上で、今後の生活支援相談員が果たす役割や支援のあり方等について考察し、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けた社協活動の充実を図ることを目的として開催します。

令和2年度生活支援相談活動管理職・担当者全国連絡会議

【日 時】 令和3年3月17日（水）13時30分～16時（150分）

【実施方法】 zoom ミーティングによるライブ配信

【参加対象】 ① 生活支援相談員を配置している市町村社会福祉協議会の

- ・ 災害・復興支援の担当職員
- ・ 事務局長や課長などの管理職
- ・ 主任（統括）生活支援相談員などの生活支援相談員を支える立場にある者
- ・ 生活支援相談員

② その他、都道府県・指定都市社会福祉協議会、市区町村社会福祉協議会職員、共同募金会職員 等

【参加費】 無料

【定 員】 120名

※ なお、定員を超過する申込みがあった場合には、生活支援相談員を配置している地域の申込者を優先的に調整いたします。

【主な内容】 ① 挨拶・報告「生活支援相談活動をめぐる動向」

全社協地域福祉部長 高橋 良太

② 報告「東日本大震災10年における生活支援相談活動の取組」

岩手県社協地域福祉企画部部長兼ボランティア・市民活動センター所長 斉藤 穰 氏

宮城県社協震災復興・地域福祉部震災復興支援室主幹 北川 進 氏

福島県社協地域福祉課避難者生活支援・相談センターセンター長 渡辺 誠一 氏

③ グループ討議「生活支援相談活動の展開と今後の支援の展望」

④ 全体共有「グループ討議の内容の共有と今後の展望」

【申込期限】 令和3年3月10日（水）17時（ただし、定員になり次第、締め切ります）

【申込方法】 下記申込フォームからお申込みください。

〔申込フォーム〕 <https://forms.gle/yZvVjnWBdAQyuktw9>

地域福祉・ボランティア情報ネットワーク | 令和2年度生活支援相談活動管理職・担当者全国連絡会議
<https://www.zcwvc.net/>

**全社協全国退所児童等支援事業連絡会「令和2年度退所児童等支援事業全国セミナー」
(締切：令和3年2月16日)**

今年度が初年度となる「都道府県社会的養育推進計画」では、社会的養護の子ども自立支援の推進が柱のひとつに位置づけられ、各自治体で取り組みが進められています。また厚生労働省は社会的養護施設や里親家庭などを退所した児童等の実態について初めて全国調査を実施するなど、退所児童等に係る施策の進展が期待されています。

一方で退所児童等をめぐっては、経済的な問題や社会的孤立などに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、生活困窮に陥っている現状があり、支援・取り組みの強化が求められています。

こうした状況を踏まえ、本セミナーでは社会的養護施設等やアフターケア事業団体等が取り組んでいる就労や地域生活の支援実践を学ぶとともに、コロナ禍での課題や取り組みを共有し、退所児童等支援の推進を図ることを目的に開催します。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止に鑑み、今年度はオンラインで開催します。

全社協全国退所児童等支援事業連絡会「令和2年度退所児童等支援事業全国セミナー」

【主 催】 社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国退所児童等支援事業連絡会
〔構成団体〕 全国里親会、全国児童家庭支援センター協議会、全国児童自立支援施設協議会、
全国児童心理治療施設協議会、全国児童養護施設協議会、全国自立援助ホーム協議会、
全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会、日本ファミリーホーム協議会

【テ ー マ】 退所児童等の就労支援、地域での生活支援を考える

【主な内容】

① 行政説明

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課社会的養護専門官 末武 稔也 氏

② 子どもの自己決定を尊重した就労支援を考える

(1) 実践報告

児童養護施設目黒若葉寮 自立支援コーディネーター主任 原谷 大樹 氏

母子生活支援施設野菊荘 こもれびコンシェルジュ 高井 有紀 氏

自立援助ホーム長谷場新宿寮 ジョブ・トレーナー 中澤 敦子 氏

(2) 総括

東洋大学社会学部社会福祉学科 助教 泉谷 朋子 氏

③ コロナ禍における退所児童等の地域生活をサポートするために

(1) 実践報告

① 「一人ひとりに寄り添う伴走型支援の取り組み」

一般社団法人パーソナルサポートセンター 自立相談支援部長

仙台市生活自立・仕事相談センターわんすてっぷ センター長 平井 友則 氏

② 「事業協同組合による生活支援の取り組み」

とちぎユースアフターケア事業協同組合 事務局長 田村 隆 氏

(2) 鼎談「コロナ禍における退所児童等の地域生活をサポートするために」

一般社団法人パーソナルサポートセンター 自立相談支援部長

仙台市生活自立・仕事相談センターわんすてっぷ センター長 平井 友則 氏

とちぎユースアフターケア事業協同組合 事務局長 田村 隆 氏

東洋大学社会学部社会福祉学科 助教 泉谷 朋子 氏

【対 象】 社会的養護施設、里親家庭、ファミリーホームの退所児童等の支援に関わる方、支援に関心のある方

【定 員】 200名

【参加費】 5,000円 ※参加者ごとに登録が必要です。動画視聴用 URL の共有はできません。

【動画視聴期間】 令和3年3月2日(火)～3月15日(月)

【申込締切】 令和3年2月16日(火)

【参加申込】 下記ウェブサイトよりご登録ください。

〔参加申込 URL〕 <https://www.mwt-mice.com/events/taisyo1857>

【問合せ先】 全国社会福祉協議会児童福祉部 (担当：池本、星野)

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL: 03-3581-6503 FAX: 03-3581-6509 E-mail: taisyoji-sien@shakyo.or.jp

全社協 令和2年度退所児童等支援事業全国セミナー

https://www.shakyo.or.jp/news/20210129_taishojidou.pdf

全社協中央福祉学院「令和3年度社会福祉士通信課程短期養成コース～オンライン開催に変更～」

全社協中央福祉学院では、新型コロナウイルス感染防止ための特例的な対応として、命を預かる職務にある受講者に安心して受講いただけるよう、「令和3年度社会福祉士通信課程短期養成コース」のすべてのスクーリングをzoomと動画配信で実施することになりました。

社会福祉士通信課程短期養成コースをオンラインのみでスクーリングを受講できる貴重な機会です。ソーシャルワークの実践力を磨き、国家資格「社会福祉士」を目指すため、ご受講をご検討ください。

なお、昨年度は、全国の社協から48名の方が本コースを受講されています。

全社協中央福祉学院「令和3年度社会福祉士通信課程短期養成コース」

【修業期間】 令和3年4月16日～令和4年1月15日（9か月間）

【費用】 授業料 188,400円 選考料 5,100円（推薦申込の場合は不要）

※ 「相談援助実習」が必要な方は、別途実習指導料 234,300円が必要。

【定員】 560名

【申込期限】 第2次募集：令和3年3月16日（必着）

【入学要件】 中央福祉学院等の社会福祉主事養成機関を修了後（※）、指定施設における相談援助業務に2年以上従事した方等。

（※）いわゆる「3科目主事」や「社会福祉主事講習会」は含まれない。

（参考）相談援助業務の実務経験として認められる社協関連の主な職種

施設・事業等種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援業務	専門員 相談援助業務を行っている職員
市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	福祉活動専門員 相談援助業務を行っている職員
生活困窮者自立相談支援事業を行っている 自立相談支援機関	主任相談支援員 相談支援員
生活困窮者家計改善支援事業を行っている 事業所	就労支援員 家計改善支援員（家計相談支援員を含む）
「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行っている職員

【主な特色】

① 全国の短期養成校のなかで最多の合格者数

第32回国家試験（令和元年度）新卒合格者数第1位（162名）
（全国16校の社会福祉士短期養成校の中で第1位）

② 働きながら学びやすい環境

スクーリング日程はすべて土日開催（複数コースから選択可）

③ 充実した独自の試験対策プログラム

自己学習用メール配信、試験対策講座や全国统一模擬試験等を実施、独自の試験対策資料を発行し、国家試験に向けて強力にサポート

④ 経済的負担を軽減

所定の手続きを行い、規定の要件を満たすと最大70%の学費が還元（厚生労働省・専門実践教育訓練給付制度指定講座）

⑤ 熟練の講師陣の充実した指導

全国を舞台に活躍している熟練した講師陣による、ソーシャルワーカーとしての力量を高める指導内容

中央福祉学院 第8期社会福祉士通信課程短期養成コース

<https://www.gakuin.gr.jp/training/course291.html>

※ 「入学案内」をダウンロードすることができます

全社協出版部「月刊福祉（2021年2月増刊号）特集：With コロナ時代の社会福祉」

『月刊福祉』2月増刊号の特集テーマは「With コロナ時代の社会福祉」です。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会経済活動における多くの制約をもたらしました。また、今般のコロナ禍は、福祉の仕事がエッセンシャルワークであること、その重要性を再認識する機会ともなっています。コロナ禍において社会福祉の現場で何が起こったのか、その検証・発信を通じて、社会福祉の価値や役割についての再確認と、『With コロナ』時代の社会、さらには福祉のあり様について検討します。

月刊福祉（2021年2月増刊号）特集：With コロナ時代の社会福祉

〔主な内容〕

【資料】

新型コロナウイルス感染症による社会と福祉への影響

【巻頭言】

目前の危機を克服し将来に備える

清家 篤（全国社会福祉協議会会長）

【第1部】コロナ禍の福祉で起こったこと

インタビュー：コロナ禍で何が起きたのか、これからの感染症対策は

岡部 信彦（川崎市健康安全研究所所長、政府新型コロナウイルス感染症対策分科会構成員）

論文：新型コロナウイルス感染症と福祉サービス

武居 敏（社会福祉法人松渓会理事長、全国社会福祉協議会政策委員会委員長）

座談会：コロナ禍で福祉に何が起こったか、これからの福祉はどうすすむか

奥田 知志（認定 NPO 法人抱樸理事長）

宮田 裕司（全国社会福祉法人経営者協議会 地域共生社会推進委員会委員長）

山本 繁樹（立川市社会福祉協議会地域活動推進課長）

小原 美和（NHK大型企画開発センター統括プロデューサー）

原田 正樹（日本福祉大学副学長、本誌編集委員）〈進行兼〉

【第2部】コロナ禍での社会とこれからの社会

論点Ⅰ「経済・労働」With コロナ時代の経済・労働の展望

山田 久（株式会社日本総合研究所副理事長）

論点Ⅱ「都市と地方」With コロナ時代の社会構想と福祉—都市と地方の関係を中心に

広井 良典（京都大学こころの未来研究センター教授）

論点Ⅲ「教育」学校教育の視点から—感染症予防教育のすすめ

田中 博之（早稲田大学教職大学院教授）

論点Ⅳ「医療・健康」コロナ禍における高齢者の医療と健康

葛谷 雅文（名古屋大学大学院医学系研究科地域在宅医療学・老年科学教授）

論点Ⅴ「歴史」地政学・歴史学的に考察した日本の新型コロナウイルス感染症の状況

本郷 和人（東京大学史料編纂所教授）

論点Ⅵ「技術・デジタル」ICT等の科学技術の視点からみるこれからの社会

坂村 健（YRP ユビキタス・ネットワーキング研究所所長、東洋大学情報連携学部 学部長）

谷村 誠（社会福祉法人みかり会理事長、本誌編集委員〈聞き手〉）



〔体 裁〕 B5判 72頁

〔発売価格〕 1,068円(本体：971円)

福祉の本出版目録 月刊福祉（2021年2月増刊号）

https://www.fukushinohon.gr.jp/_surl/246

新型コロナウイルス関連

厚生労働省「緊急事態宣言の延長を踏まえた生活困窮者への追加支援パッケージについて」(令和3年2月2日)

令和3年2月2日、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の日常生活への影響の長期化等を踏まえ、「緊急事態宣言の延長を踏まえた生活困窮者への追加支援パッケージ」をとりまとめました。

緊急事態宣言の延長を踏まえた生活困窮者への追加支援パッケージ

1. 自立相談支援機関、市区町村社会福祉協議会、福祉事務所の連携強化

- 緊急小口資金等の特例貸付が終了する方や、要保護状態にある方等に対して、切れ目なく必要な支援を届けるためには、自立相談支援機関、市区町村社会福祉協議会、福祉事務所の確実な連携が重要となる。
- 確実な連携のため、特例貸付等の支援が終了する場合には、自立相談支援機関や市区町村社会福祉協議会において、生活状況や本人の希望を確認し、求職者支援制度（ハローワーク）、生活保護（福祉事務所）へつなぐなど、対応を行うこと。また、必要に応じて、ハローワークや福祉事務所への連絡や同行、申請の支援を行うこと。
- 福祉事務所においては、市区町村社協や自立相談支援機関から紹介された借受者に対して、適切な相談対応を行うこと。特に、自動車等の保有、居住用不動産の取扱、扶養能力調査等の取扱について、要保護者が誤解していることで保護の申請をためらうことがないよう必要な説明など行うこと。

2. 生活保護の弾力運用等

- 確実かつ速やかに要保護者の最低生活を保障する観点から、生活保護の弾力的な運用を行う。具体的には下記のとおり。
- 新たに就労の場を探すこと自体が困難である求職活動が困難等のやむを得ない場合は、稼働能力活用の判断を留保できることとしている。
- 一時的な収入減少で保護が必要となる場合で、現下の状況の収束後に収入が増加すると認められるときには、下記の取扱いについて柔軟な運用を行うことができることとしている。
 - ・ 求職にも用いる通勤用自動車や、自営用の資産の保有。
 - ・ 自営業者等の転職に係る指導等を行わないことを認める。
- 一時的な収入減少で保護が必要となる場合で、現下の状況の収束後に収入が増加すると認められるときに、本来保有が認められないような、多額の解約返戻金がある保険を有している場合には、一旦、処分指導をせずに保護を開始し、6箇月程度を目途に再度判断できることとしている。

※ こうした弾力的な運用について、引き続き、周知徹底を行う。

3. 総合支援資金の再貸付の実施

- 緊急小口資金等の特例貸付は、最大20万円の緊急小口資金と最大20万円を最長6か月間貸し付ける総合支援資金を合わせて計140万円の貸付を行っている。
- 令和3年1月に緊急事態宣言が再発令されたところ、特例貸付の貸付が終了された世帯への再貸付に関するニーズが指摘されていることを踏まえ、一定の要件のもとに総合支援資金の再貸付を行う。
- 具体的には、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯を対象に、再貸付の申請前に自立相談支援機関による相談支援を受けることを要件とした上で、貸付期間を最大3か月（最大60万円）とした上で総合支援資金による再貸付として行う。
 - ※ 自立相談支援機関の相談支援において、世帯の状況に対して債務が過大となり、貸付による支援がなじまないと考えられるケースについては、本人の希望を聞きつつ、求職者支援訓練や生活保護等を案内する。
- なお、本再貸付については、できる限り早期に全国で申請の受付を開始する。

なお、追加支援パッケージを受けて、全社協では、令和3年2月4日に都道府県・指定都市社協宛に「緊急事態宣言の延長を踏まえた生活困窮者への追加支援パッケージについて（周知依頼）」(令和3年2月4日 全社地発第453号)を発出し、追加支援パッケージの内容とともに、生活困窮者等への相談体制の強化等に向けて各自治体に対する令和2年度第3次補正予算の活用に向けた要望・協議を行うことの周知を図りました。

[厚生労働省](https://www.mhlw.go.jp/content/000732598.pdf) 緊急事態宣言の延長を踏まえた生活困窮者への追加支援パッケージについて
<https://www.mhlw.go.jp/content/000732598.pdf>

[厚生労働省](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16501.html) プレスリリース 総合支援資金の再貸付を実施します
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16501.html

厚生労働省「住居確保給付金の再支給に係る手続きについて」（令和3年2月1日）

令和3年2月1日、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置として、3か月間に限り、住居確保給付金の再支給を可能とする生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令を公布しました。

この省令改正に伴い、同日、厚生労働省は、住居確保給付金の再支給の手続きの簡素化・迅速化を図る事務連絡「住居確保給付金の再支給に係る手続きについて」を発出しました。

住居確保給付金の再支給に係る手続きの主なポイント

※ 全社協地域福祉部整理

1 申請書（省令様式 1-1）、確認書（様式 1-1 A）、本人確認書類について

- これらの省令に基づく手続き等については、引き続き必須。ただし、様式 1-1 A の裏面に記載の添付書類（本人確認書類を除く）、追加提出書類については、本事務連絡 2 の通り、福祉事務所設置自治体の判断において、省略しても差し支えない。
- また、対面等での申請手続きにおいて、明らかに本人からの申請であることが明確に判断できる場合に限り、本人確認書類についても省略して差し支えない。
- なお、申請内容に疑義が生じた、前回の受給から長期間経過しているなどの理由により、事実関係の確認のために追加で資料を求めることがある旨、住居確保給付金の申請者には確実な周知を依頼。

2 添付書類について

- ① 申請にあたり、前回受給した自治体、世帯人員、住居についていずれも変更がない場合は、以下の添付書類を省略することが可能。
 - 賃貸借契約書の写し（※1）
 - （※1）定期建物賃貸借契約の場合は、決定期間が契約期間の範囲内であることが前回の申請時の添付書類で確認できる場合のみ省略可能
 - 不動産媒介業者等の記載する様式 2-2（入居住宅に関する状況通知書の内容）に変更がなく、再支給に同意していると確認できる場合（※2）は、様式 2-2（入居住宅に関する状況通知書）（※2）確認は、申請者により行う
- ② ①に加えて、離職や休業状態が前回受給時から継続している等、省令に規定する対象者の状態像に変更がない場合は、以下の添付書類を省略することが可能。
 - （離職等の方）離職、廃業を確認できる書類または参考様式 5
 - （就業機会が減少している方）休業等を確認できる書類または参考様式 5-2
- なお、住居を喪失した、前回の受給時の住居から転居をした場合には、新たに賃貸借契約書の写し、様式 2-1 または 2-2 が必要。このほか、生計維持者が変わる等、申請者を変更する場合はいずれの書類も省略せず、新規申請として受け付ける。

3 収入・資産についての書類

- 申請月に係る世帯の状況について確認する必要があるため、引き続き必須。

4 その他

- 再支給に係る決定通知書（様式 7-1）については、通常、申請者がその写しを家主等へ送付等することとしているが、様式 2-2 を省略することにより、家主等への連絡もれが生じることのないよう、申請者には確実な送付等を依頼する。
- なお、自治体からの連絡は、振込通知書等で代替可能な場合もあるが、確実な連絡を行うために、決定通知書の写しを自治体から直接家主等へ送付することとしても、差し支えない。

厚生労働省 住居確保給付金の再支給に係る手続きについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/000732433.pdf>

厚生労働省 生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令の施行について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000732432.pdf>

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その5）」（令和3年1月29日）

令和3年1月29日、厚生労働省は、事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その5）」を発出しました。

今回の事務連絡では、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、要介護認定の認定調査の実施にあたって、調査の事前準備のため、オンライン等による調査を組み合わせる実施することができることを示しました。

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その5）

Q1 認定調査について、調査の事前準備のため、オンライン等による調査を組み合わせる実施することは可能か。

A1 実施することは差し支えない。

Q2 Q1が差し支えない場合、例えば、医療機関に入院している者の認定調査の事前準備のため、オンラインによる調査を実施しようとする場合に、

- ・ 認定調査に一定の知見を有する医師・看護師等が同席し、認定調査員の指示・指導の下、申請者の麻痺の状況を確認する等適切に関与することで、個別の認定調査項目の選択を適切に行うことができ、
- ・ 認定調査員が、再度の対面調査が不要であると判断する場合は、オンラインによる認定調査のみの実施で差し支えないか。

A2 差し支えない。

ただし、申請者が入院する医療機関の医師・看護師の関与を得て、オンラインのみにより認定調査を実施したこと等の特記事項に記載することにより、介護認定審査会で把握できるようにすることが必要である。また、介護認定審査会においては、これを踏まえ、認定調査項目の選択の確認を行う等「介護認定審査会運営要綱」等に基づき、適切に対応することが求められる。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取扱いについて」（令和2年4月27日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）でお示ししているとおり、申請者等が認定調査員の訪問を懸念する場合は、認定調査等が利用者の状態に応じた必要な介護保険サービスを受けるために必要なものであることを十分に説明すること。その上でなお懸念を示す場合は、必要に応じ暫定ケアプランの活用が可能であることを申し添える。

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その5）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000731954.pdf>

【参考】市区町村社協における要介護認定調査の実施状況の有無 N=1512



(出所)『社会福祉協議会活動実態調査等報告書 2018』（令和2年5月）

制度・施策等の動向

厚生労働省「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」（令和3年2月4日）

令和3年2月4日、厚生労働省は、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」での24回にわたる検討結果を踏まえ、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」をとりまとめました。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定は、障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応することとし、改定率はプラス0.56%（うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価プラス0.05%（令和3年9月末までの間））となっています。

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活を支えるために整備を進めている地域生活支援拠点等について、整備の促進や機能の充実を図る観点から、市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた訪問系サービス事業所等について、緊急時の対応を行った場合の加算が新設されました（地域生活支援拠点等に係る加算 プラス50単位/回（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援））。

また、「重度訪問介護」については、ヘルパーが運転する自動車で障害者を移送する際に、利用者の求めや体調の変化等に応じて駐停車をして、喀痰吸引などの医療的ケアや体位調整等の支援を緊急的に行った場合、その緊急性や安全管理等を評価する加算が新設されました（移動介護緊急時支援加算 240単位/日）。

さらに、「同行援護」については、同行援護従業者の要件のうち、盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者養成研修修了者とみなす経過措置が令和5年度末まで延長されることになりました。

なお、1月25日に、障害福祉サービスにおける人員・設備・運営基準の改正省令も公布され、介護サービスと同様に、全サービスにおいて、①感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組、②業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施が義務化されています。

- ① 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化
 - ・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務付ける。その際、3年間の経過措置（準備期間）を設けることとする。
- ② 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化
 - ・ 感染症や災害が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、運営基準において、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等を義務付ける。その際、3年間の経過措置（準備期間）を設けることとする。

厚生労働省 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16573.html

厚生労働省 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H210127Q0030.pdf>

e-GOV 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令案」に対して寄せられたご意見について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200336&Mode=1>

厚生労働省「会社法改正及び会社法整備法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」(令和3年2月3日)

令和3年2月3日、会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が公布されました(施行日:令和3年3月1日)。

会社をめぐる社会経済情勢の変化にかんがみ、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図る観点から、令和元年度に「会社法の一部を改正する法律」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立し、この中で、社会福祉法についても改正が行われ、以下の規定が新たに創設されています(施行日:令和3年3月1日)。

- ① 役員等に対する責任追及等に関して、役員等が要した防御費用や賠償金を法人が補償すること【補償契約】※法人と役員等との契約
- ② 役員等を被保険者として法人が役員等のために契約を締結すること【役員等賠償責任保険(D&O保険: Directors and Officers Liability Insurance)】※保険会社と役員等との保険契約

今回の省令は、会社法改正及び会社法整備法の施行に伴い、社会福祉法施行規則をはじめとする厚生労働省関係省令の所要の改正を行うものです。

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(令和3年2月3日)

※ 全社協地域福祉部整理

社会福祉法施行規則の一部改正

- (1) 理事会の議事録
 - 改正社会福祉法第45条の22の2において読み替えて準用する改正一般社団法人法第118条の2第4項において、「補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。」としているところ、理事会における当該補償に関する報告の概要を理事会の議事録の内容に含めることとする。
- (2) 役員賠償責任保険契約
 - 改正社会福祉法第45条の22の2において読み替えて準用する改正一般社団法人法第118条の3第1項において、「当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるもの」として役員賠償責任保険契約から除くこととされているものを①及び②に掲げるものと定めることとする。
 - ① 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する社会福祉法人を含む保険契約であって、当該社会福祉法人がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該社会福祉法人に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの
 - ② 役員等が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員等に生ずることのある損害(役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったことによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員等に生ずることのある損害を除く。)を保険者が填補することを目的として締結されるもの

厚生労働省 会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H210204Q0020.pdf>

e-GOV 「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見について
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200318&Mode=1>

厚生労働省「第 315 回労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会」（令和 3 年 1 月 29 日）

令和 3 年 1 月 29 日、「第 315 回労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会」が開催され、社会福祉施設等への看護師の日雇派遣を可能とする「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令案」が示されました。

この政令案は、2 月 5 日に開催された「第 160 回労働政策審議会職業安定分科会」において妥当と答申され、令和 3 年 2 月下旬に公布される予定です。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要

※ 全社協地域福祉部整理

社会福祉施設等への看護師の日雇派遣【政令第 4 条第 1 項関係】

<経緯>

- 「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣については、「令和 2 年に検討を開始する。その上で労働政策審議会での議論を行い、速やかに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされている。

<現行制度>

- 法において、派遣元事業主は、その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者を従事させても、当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として、政令で定める業務（以下「日雇派遣の例外業務」という。）について労働者派遣をする場合等を除き、その雇用する日雇労働者について労働者派遣を行ってはならないこととされている。（法第 35 条の 4 第 1 項）

<改正内容>

- 社会福祉施設等において行われる看護師の業務について、社会福祉施設等における看護師の人材確保等の観点から、適切な事業運営、適正な雇用管理の実施を図るための措置を派遣元・派遣先に求めることとした上で、日雇派遣の例外業務に追加する。

<施行期日等>

公布日：令和 3 年 2 月下旬（予定）

施行日：令和 3 年 4 月 1 日

厚生労働省 第 315 回労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16427.html

厚生労働省 第 160 回労働政策審議会職業安定分科会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_030127159_001_00001.html

情報提供・ご案内

日本地域福祉学会「2020年度公開研究フォーラム 地域の多様性に応じた包括的支援システムの構築に向けて」(令和3年3月13日)

「地域福祉と全世代型包括的支援システム研究プロジェクト」では地方自治体における包括的な支援体制の構築に関する全国的な動向や促進要因・疎外要因などを明らかにするために全国の自治体にアンケート調査を実施しました。

その調査結果を踏まえて、先進的な取り組みを行っている自治体等の担当者から、全世代対応型の包括的支援体制の構築に向けた取り組みについてご報告いただく場として、公開研究フォーラムを開催します。

日本地域福祉学会 2020年度公開研究フォーラム

【テ－マ】地域の多様性に応じた包括的支援システムの構築に向けて
－コロナ禍における地域福祉と全世代型支援への課題－

【主な内容】

① 挨拶

日本地域福祉学会会長 原田 正樹 (日本福祉大学)

② 第Ⅰ部基調報告「地域の多様性に応じた包括的支援システムの構築－その基本的な視座と課題－」
宮城 孝 日本地域福祉学会 地域福祉と全世代型包括的支援システム研究プロジェクト研究代表
(法政大学・日本地域福祉学会研究担当理事)

③ 第Ⅱ部「実践報告から地域の特性を活かした包括的支援システムの構築－その方策と課題－」

セッションⅠ「都市部の自治体における包括的支援システムの構築－その方策と課題－」

進行：倉持 香苗 (日本社会事業大学)

コメンテーター：川島 ゆり子 (日本福祉大学) 山本 美香 (東洋大学)

実践報告① 愛知県豊田市 福祉部地域包括ケア企画課 企画調整担当 鷹見 英志 氏

実践報告② 東京都日野市 福祉部セーフティネットコールセンター長 萩原 美和子 氏

実践報告③ 埼玉県ふじみ野市 前 福祉部福祉総合支援チーム副主幹 熊木 しづ子 氏

セッションⅡ「人口減少・超高齢化の自治体における包括的支援システムの構築－その方策と課題－」

進行：大島 隆代 (早稲田大学)

コメンテーター：熊田 博喜 (武蔵野大学)、長谷川 真司 (山口県立大学)

実践報告① 千葉県鴨川市 保健福祉部長 牛村 隆一 氏

実践報告② 島根県邑南町 社会福祉協議会地域福祉課長 渡邊 健二 氏

実践報告③ 長野県池田町 健康福祉課多世代相談センター センター長 黒岩 大輔 氏

【日 時】令和3年3月13日(土) 13:00～16:30

【定 員】150名(先着順)

【参加費】会員：1,500円 非会員：2,000円

【会 場】zoomによるオンライン開催

【締 切 日】令和3年2月28日(日)

【参加申込】以下のフォームから申込。

〔申込フォーム〕 <https://pro.form-mailer.jp/fms/1e728003207927>

【問合せ先】日本地域福祉学会 事務局

〒108-0075 東京都港区港南 4-7-8 都漁連水産会館 5階

TEL:03-5495-9331 FAX:03-5495-9332

E-mail: chiiki-g@jt2.so-net.ne.jp

日本地域福祉学会 2020年度公開研究フォーラム

http://jracd.jp/file/2020/20210313open_forum.pdf

関西社協コミュニティワーカー協会 社協現場の声をつむぐ 1000 人プロジェクト「特例貸付に関する緊急アンケート中間報告」(令和3年2月4日)

関西社協コミュニティワーカー協会(※)では、生活福祉資金特例貸付の現状と今後のあり方を明らかにするために、アンケート調査を実施しており、このたび中間報告をとりまとめました。

調査では、今まで経験したことのない相談者数や感染対策等で相談現場が混乱し、社協職員が大きな葛藤を抱えている実態が寄せられています。ぜひ中間報告にお目通しください。

なお、令和3年2月5日現在で全国から900人の社協職員に回答いただいています。令和3年2月20日まで回答を受け付けていますので、引き続きのご協力をお願いします。

〔特例貸付に関する緊急アンケートフォーム〕 <https://forms.gle/ddBncEgMoZqaEFzw5>

※平成6年1月に設立した社協職員等による任意団体です。

関西社協コミュニティワーカー協会 社協現場の声をつむぐ 1000 人プロジェクト 特例貸付に関する緊急アンケート中間報告の概要

○ 特例貸付に従事してきた職員の概要 – 全国から幅広い職員が回答 –

- 今回のアンケートは、特例貸付に何らかの形で関わった職員を対象としました。都道府県、政令指定都市、市区町村の社協職員から回答があり、社協の規模も大都市部から町村部まで網羅された回答となりました。従来から貸付担当している職員だけでなく、3割が特例貸付以降に増員された応援職員の回答であることは、特例貸付が社協事業の中で大きなウエイトを占めて対応してきたことを表しています。

○ 特例貸付業務の状況 – 浮かび上がる相談現場の混乱と葛藤 –

- 従来の生活福祉資金では、貸付相談時から民生委員と連携したうえで、将来の償還のことも視野にいたった相談支援を行ってきました。今回の特例貸付では、迅速な貸付に重きがおかれ、本来の丁寧な相談支援ができないジレンマを感じている職員が7割、制度の有効性に疑問を感じている職員が8割を超えています。そして、制度運用の頻繁な変更や相談現場への周知のあり方について疑問を感じている職員が9割に迫る結果となりました。さらに、職員の8割がストレス・危険を感じたと答え、6割強が業務量の過度な増加の中で従事し、7割強が感染リスクに不安を抱えています。
- こうした厳しい相談現場の中、離職を考えた職員は2割という低い割合であるひとつの理由は、社協職員としての困窮者支援への使命感の現れでないかと考えています。しかし、激務により休職、退職した職員がいることも事実であり、そのことを忘れてはいけません。

○ 現場の声(自由記述)から見えてきたこと

① 特例貸付の意義と限界

- 特例貸付は、迅速な資金を供給してきており、他の給付が少ない中、「命と生活」をつないできました。しかし、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、貸付だけでは生活に困窮している状態にある方を支援することには限界があり、公的支援の一層の拡充が必要不可欠です。

② わたしたち、社協職員は、エッセンシャルワーカー

- わたしたちは、限られた職員体制の中、人々の生活にとって必要な不可欠な「エッセンシャルワーカー」として、感染リスクへの不安を抱えながら、困窮している方々へと向き合い、対応してきたソーシャルワーカーです。多くの申請者へ迅速に対応することしかできない環境の中で、困窮している人を目の前に十分な対応ができないストレス、ジレンマを抱えながらも、「今できる」ことに取り組んでいます。

③ 総合支援資金の再貸付だけでない新たな支援策が必要

- 2回目の緊急事態宣言、新型コロナウイルスの感染者の増大の中、生活が困窮し深刻化する世帯が増えています。特例貸付借入後もなお、生活に困窮している世帯が生活保護を申請するにはハードルが高い状況にあるため、生活保護制度のより一層の弾力運用を求めます。そして、何よりも貸付に変わる新たな仕組みの創設など、「より良い困窮者支援」の施策が必要です。

関西社協コミュニティワーカー協会 特例貸付に関する緊急アンケート中間報告

<https://blog.canpan.info/kancomi/archive/167>

関西社協コミュニティワーカー協会 特例貸付に関する緊急アンケート実施のお知らせ

<https://blog.canpan.info/kancomi/archive/164>